

地方競馬全国協会重種馬施設等整備事業実施要領

制定:令和元年9月26日令和元地全協畜第37号

最終改正:令和4年3月16日令和3地全協畜第86号

第1 趣旨

近年の重種馬生産を巡る情勢は、生産者の高齢化とともに飼養戸数の急速な減少による生産頭数の減少が危惧されており、担い手等新規就農者の確保や経営規模の拡大による生産基盤の強化が急務とされている。このような状況において、重種馬の生産頭数拡大のため、飼養環境や経営の改善を図るための取組等に対し支援を講じることにより、重種馬資源の安定的な生産基盤の維持・発展を図り、ばんえい競馬の永続的な施行・運営に資するものとする。

第2 事業の実施

本事業の実施に関しては、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めによる。

第3 事業の内容

地方競馬全国協会(以下「協会」という。)が本要領により行う事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 機械施設等導入事業は、協会の補助を受けようとする者(以下「補助事業参加者」という。)が、重種馬の飼養環境や経営の改善を図るため別表1に掲げる機械施設等を導入(リース事業者から直接又は事業実施主体を通じて再貸付方式により借り受ける場合を含む。)する場合に、協会は当該機械施設等の導入に要する経費(リースを利用した場合においては、リース料)の一部を補助する。
- (2) 施設等整備事業は、事業実施主体又は補助事業参加者が、重種馬の飼養頭数の維持・拡大を図るため、別表2に掲げる施設等を整備する場合に、協会は当該施設等の整備に要する経費の一部を補助する。また、別表2に掲げる自己の施設等を自家施工により整備する場合に、その資材等の購入費等の一部を補助する。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、要綱第2条第3項各号に掲げる団体とする。

第5 補助事業参加者

- (1) 補助事業参加者の要件は、重種馬の生産に従事している者、又は事業継承等により重種馬の生産に従事しようとする者とする。
- (2) 機械施設等導入事業にあつては、以下に該当する者とする。

①公益社団法人日本馬事協会(以下「馬事協会」という。)が実施する「重種種馬導入事業」において導入するばんえい競馬引退雌馬の飼養管理者

②過去 3 年間に、協会が実施する I-(3)-①奨励金交付事業により重種種雌馬を導入又は自家保留した者、及び I-(3)-②導入貸付事業により、重種馬種雌馬の貸付を受けた者

第6 補助対象

補助対象となる機械施設等は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 一般に市販されているものであって、試験研究的なものではないこと。
- (2) 新品又は中古の機械施設等であること。ただし、中古の場合は、導入時においてその法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数。以下同じ。)から経過年数を控除した年数が2年以上であるものに限ることとし、その他の事項については、協会の理事長(以下理事長という。)が別に定める。
- (3) 別表 2 に掲げる施設等においては、重種馬の生産を目的とした施設等であるものとする。また、自家施工による整備の場合は、以下の費目を補助の対象とする。
 - ① 事業の実施に必要な資材等の購入費。ただし、事業実施主体が購入したものに限り。
 - ② その他、理事長が必要と認める費目
- (4) 事業参加者を取りまとめる事業実施主体にあつては、別に定める重種馬生産支援体制強化費を交付する。

第7 補助金交付の手続等

補助金交付の手続等については、別記のとおりとする。

第8 事業の着工について

事業の着工(機械の発注を含む。)は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。ただし、補助金の交付の決定前に、補助事業を行おうとする者又は補助事業を申請した者から補助事業の事前着工に係る協議があり、協会が地域の実情を勘案し、事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ないものと認めた場合はこの限りでない。なお、これにより補助事業を行おうとする者又は補助事業を申請した者が損害等を被った場合、協会はその責を負わないものとする。

第9 補助率、補助金の上限額、消費税等

協会は、予算の範囲内で補助することとし、補助率は、次のとおりとする。なお、交付する補助金の額は、補助事業参加者毎の整備(施設等整備事業においては、補助事業参加者毎の整備及び整備を実施し補助を受けようとする事業実施主体の整備)に係る補助金をそれぞれ区分して積算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

(1) 補助率及び補助金の上限額

- ① 機械施設等導入事業に係る補助率は、第 5(2)①にあつては導入する機械施設等の本体価額の3分の 2 以内とし、第 5(2)②にあつては導入する機械施設等の本体価額の2分の1以内 とする。ただし、補助金額は第 5(2)①にあつては 10,000 千円を、第 5(2)②にあつては 7,500 千円を上限とする。
- ② 施設等整備事業に係る補助率は、整備する施設等及び購入する資材等の本体価額の2分の1以内とする。ただし、補助金額は 7,500 千円を上限とする。

(2) 事業実施主体は、第3の事業に係る選定申請書を提出するにあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りではない。

(3) (2)のただし書により事業申請をした事業実施主体は、事業完了報告書の提出にあつて当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(4) (2)のただし書により事業申請をした事業実施主体は、事業完了報告書の提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額((3)の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第1号による仕入れに係る消費税等相当額報告書により、すみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示によりこれを返還しなければならない。

第 10 事業の推進・指導体制

協会は、本事業の円滑な実施を図るため、関係機関及び団体と密接な連携のもとに事業推進を図るとともに、これら関係機関等の協力を得て事業の周知徹底と効果的運営に努めるものとする。

第 11 事業の実施期間

事業は、当該年の4月1日以降に事業を開始し、翌年の3月 31 日までに完了するものとする。ただし、やむを得ない事情があつて、理事長の承認を受けた場合は、この限りでない。

第 12 その他

第5に定める事業参加者は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)、家畜排せつ物の適正化及び利用の促進に関する法律(平成 11 年法律第 112 号)等、関係法令を遵守することとする。

理事長は、本事業の実施に関して、この要領の定めによるもののほか必要な事項については別に定める。

附 則

1. この要領は、令和元年9月26日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
2. この要領の一部変更の実施は、令和2年3月31日から実施し、令和2年4月1日から適用する。
3. この要領の一部変更の実施は、令和3年5月14日から実施し、令和3年4月1日から適用する。
4. この変更の実施の際現に提出され、又は存するこの変更による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により提出又は存する書類は、この変更による改正後の様式によるものとみなす。
5. この変更の実施の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
6. この要領の一部変更は、令和4年3月16日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

別表1 主要機械施設等

区分	名称	主要な機械施設(注:リースの場合、リース期間は6年)
飼料生産利用施設	自給飼料生産利用機械施設	トラクター、ホイロローダー、ロータリー、テッダー類、レーキ類、モアー類、プラウ、コンディショナー、マニヤワゴン等ワゴン類、飼料攪拌機、播種機、散布機、マニヤスプレッダー、スラリーポンプ、バキュームカー、ラッピングマシン、フロントローダー、カッター、ロールベラー、ロールカッター、ヘイベラー、ミニスーパーカー、トラック、牧柵、農業用 GPS、フォークリフトなど
重種馬飼養施設	きゅう舎環境改善機械施設	パドック柵、馬房マット、ウォーキングマシン、簡易式覆馬場、簡易式きゅう舎、簡易式トイレ、トラクター、ホイロローダー、集ふん機、細霧装置、通風装置、給水施設、監視カメラシステム、除雪機、送風機、発電機、畜舎カーテン、軽トラックなど
その他施設	流通機械施設	馬運車(トラック)、馬積載箱など
	繁殖用機械施設	人工授精用機器など

別表2 主要施設等

区分	名称	主な施設
重種馬の生産及び管理に必要な施設	重種馬生産・管理施設 上記施設の補改修	きゅう舎、堆肥舎、飼料庫、分娩舎、馬洗い場、牧柵、放牧場、飲水場、馬積み降ろし施設など

補助金交付の手續等

第1 補助金交付の手續等

1 事業参加申込書の提出

事業への参加を希望する補助事業参加者は、別紙様式第1号の〇〇年度重種種馬施設等整備事業参加申込書を事業実施主体に提出するものとする。(事業実施主体自ら参加する場合は、事業選定申請書に添付。その他の場合は写しを添付する。)

2 事業選定申請書の提出(要綱第5条)

1の申込みを受けた事業実施主体は、理事長が指定した期日までに〇〇年度畜産振興補助事業選定申請書(要綱様式第1

号)を作成し、別紙様式第2号の補助事業参加申込一覧表及び別紙様式第3号の重種種馬施設等整備事業個別意見概要書を添えて、理事長に提出するものとする。

理事長は、事業選定申請書の提出があったときは、その適格性を審査し、承認を行い、事業実施主体及びリース事業者に補助金の交付の決定の通知を行うものとする。

3 事業実施計画の変更(要綱第7条第1項第2号)

事業実施主体は、補助金の交付の決定の後に事業実施計画につき、(1)から(4)の変更を行おうとする場合は、〇〇年度畜産振興事業変更承認申請書(要綱様式第2号)及び別紙様式第3号の事業変更承認申請一覧表により、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

(1) 補助事業参加者の変更

(2) 機械施設等の変更

(3) リース事業者の変更

(4) 施設等の指定したものの数量の2割を超えるもの、事業実施の場所及び指定したものの主要構造の変更

(5) 事業費の20%を超える変更

4 事業の延期申請(要綱第7条第1項第3号)

事業実施主体は、やむを得ない事情により事業を延期しようとする場合には、〇〇年度畜産振興事業延期承認申請書(要綱様式第3号)により、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

5 事業の中止(要綱第7条第1項第5号)

事業実施主体が、本事業の全てを中止又は廃止する場合には、〇〇年度畜産振興事業中止報告書/廃止報告書(要綱様式第4号)を提出するものとする。

6 機械施設等導入及び施設等整備実績報告書

補助事業参加者は、機械施設等を導入し、又は施設等を整備した場合は、別紙様式第5号

の機械施設等導入及び施設等整備実績報告書を事業実施主体に提出するものとする。

7 補助金の概算払(要綱第 14 条)

- (1) 事業実施主体は、概算払を受けようとする場合は、指定された〇〇年度畜産振興事業概算払交付申請書及び別紙様式第 6 号支払請求書提出状況一覧表並びに、別紙様式第 7 号機械施設等導入及び施設等整備実施一覧表(事業対象者等一覧)を、理事長に提出するものとする。
- (2) 協会は、(1)の補助金概算払請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、補助金の概算払を行うことができる。

8 事業完了報告(要綱第 12 条第 1 項及び第 2 項)

事業実施主体は、事業が完了した日から起算して2ヵ月以内に、〇〇年度畜産振興事業完了報告書(要綱様式第 6 号)及び個別評価結果等報告書(要綱様式第 7 号)を作成し、理事長あて提出するものとする。

9 補助金の額の確定及び補助金相当額の交付(要綱第 13 条及び第 14 条)

- (1) 協会は、8の事業完了報告書の内容を審査し、補助金の額を確定し、事業実施主体に補助金を交付する。
- (2) 機械施設等導入事業においてリースを利用して導入した場合、事業実施主体は、再貸付方式においては、交付された補助金相当額と補助事業参加者が支払う補助金相当額に対する消費税相当額を合計し、リース事業者を支払うものとし、直接貸付方式においては、交付された補助金相当額を補助事業参加者に交付するものとする。ただし、補助事業参加者が交付される補助金相当額の振込先をリース事業者とした場合は、この限りでない。

10 補助金の返還(要綱第 16 条)

事業実施主体、リース事業者又は補助事業参加者が要綱第 16 条の規定の他、次の(1)(2)又は(3)に該当することが判明した場合には、協会は補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 第4の規定に違反した場合
- (2) 以下のいずれかに該当する場合
 - ① リース契約を解約したとき
 - ② 補助対象となった機械施設等(以下「補助対象機械施設等」という。)が滅失し、代替の機械施設等を導入しないとき
 - ③ リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき
 - ④ 補助対象となった施設等(以下「補助対象施設等」という。)が営利目的で転売されたとき
 - ⑤ 重種馬の生産を中止したとき
- (3) 虚偽の申請又は報告があった場合

第2 補助対象機械施設等及び補助対象施設等の管理運営・利用状況報告等(要綱第 19 条)

- 1 補助事業参加者は、補助対象機械施設等及び補助対象施設等については善良なる管理者の注意義務をもって管理に努めなければならない。
- 2 補助事業参加者は、補助対象機械施設等及び補助対象施設等について、損害保険等の保険に確実に加入するものとする。
- 3 補助事業参加者は、補助対象機械施設等及び補助対象施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械施設等及び補助対象施設等の管理運営日誌又は利用状況記録簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- 4 補助事業参加者は、補助対象機械施設等及び補助対象施設等について、リース契約又は財務省令耐用年数期間中は、毎年度、7 月末日までに別紙様式第 8 号の畜産振興事業に係る〇〇年度利用状況報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。
- 5 補助事業参加者は、補助対象機械施設等及び補助対象施設等について、理事長の承認を受けずに、廃用し、譲渡し、交換し、転貸し、担保に供し又は事業の目的に反して使用してはならない。ただし、法定耐用年数が経過した場合にはこの限りでない。
- 6 事業実施主体は、補助事業参加者が管理する補助対象機械施設等及び補助対象施設等について、第2の5の規定を履行できない事態が発生したときは、その理由が明らかとなる書類をすみやかに理事長あて提出の上、その処理についての承認を受けなければならない。

第3 調査報告

協会は、事業実施主体、リース事業者、補助事業参加者に対して事業の実施状況に関して監査し又は調査し並びに報告を求めることができる。

第4 帳簿等の保管(要綱第 22 条)

事業実施主体は、事業に関わる書類並びに収入、支出が明らかとなる帳簿及び証拠書類を事業実施の翌年度から起算して5年間(法定耐用年数が定められた財産にあつてはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整備保管しなければならない。

第5 その他留意事項

- 1 補助対象機械施設等及び補助対象施設等の選定にあたっては、要領第1の趣旨に則り過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものとする。
- 2 リースの貸付期間は、6年と法定耐用年数(中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を引いた残存期間とする。以下同じ。)のいずれか短い期間を基本とする。
- 3 リース事業者は、リース契約の内容にリース機械施設等の取得価額と補助金額を明記するものとする。
- 4 リースを利用した場合、交付された補助金は、リース料の一部としてリース事業者を支払われるものとする。

【別紙様式第1号】

〇〇年度重種種馬施設等整備事業参加申込書

〇年〇月〇〇日

事業実施主体名

代表者氏名 殿

補助事業参加者 住所

補助事業参加者 氏名(フリガナ)

重種種馬施設整備事業実施要領別記補助金の交付の手続き等第1の1の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1. 事業内容

- (1) 〇〇年度に日本馬事協会から借受けた重種種雌馬
〇〇年度に奨励金事業の対象となった重種種雌馬(何れか選択)

名号	品種	年齢	毛色	生年月日	血統
					父 母

- (2) 導入希望の機械施設について

機械施設等の種類・名称	
メーカー名	
規格・型番号等	
新品・中古の区分	
法定耐用年数	
販売業者の名称・住所・連絡先	
機械施設等の本体価格(税抜き)	
消費税額	

- (3) リース事業者または購入先

- ① 会社名称:
② 所在地:
③ 担当部署・連絡先:

- (4) 導入予定時期

年 月 日

- (5) リース期間

年 月 日(年月～年月：〇〇ヵ月)

- (6) 直接・間接リースの区分(該当を○で囲む。間接リースの場合は借受団体名を記入) 直接・間接 リース(借受団体名:)

(7) 施設等について

施設等の種類・名称	
法定耐用年数	
施設等の本体価格(税抜き)	
消費税額	

2. 資金計画

単位:千円

事業費 (税込)	補助金	自己資金	借入金			
			借入先	資金名称	借入額	借入条件(金利・償還期間等)

3. 経営概況の現状と将来計画

(1) 重種馬飼養頭数・自給飼料作付面積の現状と将来計画

	重種馬(単位:頭)				作付面積(単位:ha)				
	繁殖牝馬			育成馬	その他	乾燥	青刈	計	商品作物
	自己馬	預託馬	その他						
現 状									
計 画									

(2) 労働力・土地利用の現状と将来計画

	労働力(単位:人)		土地利用(単位:ha)			
	実人員家族	雇 用	放牧・採草地	農産物生産	重種地計	その他(山林原野)
現 状						
計 画						

4. 添付書類

- (1) 導入を計画している機械施設等の見積書(写)及び当該機械施設等と同等の能力・規模を有する機械施設等で他の販売業者が販売するものも見積書(写)
- (2) 導入を計画している機械施設等のカタログ(写)
- (3) リースの場合、リース申込書(案)又はリース契約書(案)
- (4) 整備を計画している施設等の見積書(写)
- (5) その他事業実施主体が必要と認めた書類

【別紙様式第2号】

事業実施主体名:

補助事業参加申込一覧表

番号	補助事業参加者名	住所	所属	経営面積 (当初)	機械施設等の種類	施設等の種類	メーカー名	規格・型 番号	新品・中古 の区分	法定耐用 年数	販売業者 の名称	機械施設等導入 価格・施設等整備 価格(税抜:円)	補助金額 (千円)	事業者 名・購入 先	借受者 名・購 入者名	リース 期間
1																
2																
3																
4																
5																
計																

注1) 機械施設等導入事業の補助金額は、要領第5(2)①にあつては導入する機械施設等の本体価額の3分の2以内を、要領第5(2)②にあつては導入する機械施設等の本体価額の2分の1以内を記入すること。ただし、補助金額は第5(2)①にあつては10,000千円を、第5(2)②にあつては7,500千円を上限とする。また、施設等整備事業の補助金額は、整備する施設等及び購入する資材等の本体価額の2分の1以内を記入すること。ただし、補助金額は7,500千円を上限とする。

注2) 借受者名は、間接リースの場合には団体名を、直接リースの場合は「直貸」と記入すること。

【別紙様式第3号】

重種種馬施設等整備事業
個別意見概要書

○年○月○日

事業実施主体名

重種種馬施設等整備事業実施要領別記補助金交付の手続き等第1の2の規定により事業選
定申請書に添付する事業対象者に関する意見概要は、下記のとおりである。

記

1 事業参加対象者名

2 意見概要

(1) 現在の生産基盤について	
(2) 重種馬経営に係る資金計画及び経営計画について	
(3) 導入するリース機械施設等の適正について(能力・規模の妥当性)	
(4) 整備する施設等の適正について(能力・規模の妥当性)	
(5) 過去同種の補助事業取組実績について	
(6) その他 必要事項	
(7) 補助の適否	適合 ・ 不適合 (理由)

【別紙様式第4号】

事業実施主体名:

事業変更承認申請一覧表

番号	補助事業参加者名	住所	所属	経営面積(当初)	機械施設等及び施設等の種類	メーカー名	規格・型番	新品・中古の区分	法定耐用年数	販売業者の名称	機械施設等導入価格・施設等整備価格(税抜:円)	補助金額(千円)	事業者名・購入先	借受者名・購入者名	リース期間
1															
2															
3															
4															
5															
計															

注1) 機械施設等導入事業の補助金額は、要領第5(2)①にあつては導入する機械施設等の本体価額の3分の2以内を、要領第5(2)②にあつては導入する機械施設等の本体価額の2分の1以内を記入すること。ただし、補助金額は第5(2)①にあつては10,000千円を、第5(2)②にあつては7,500千円を上限とする。また、施設等整備事業の補助金額は、整備する施設等及び購入する資材等の本体価額の2分の1以内を記入すること。ただし、補助金額は7,500千円を上限とする。

注2) 借受者名は、間接リースの場合には団体名を、直接リースの場合は「直貸」と記入すること。

。

【別紙様式第5号】

機械施設等導入及び施設等整備実績報告書

○年○月○日

事業実施主体名

代表者氏名 殿

補助事業参加者 住所

補助事業参加者 氏名 (フリガナ)

重種馬施設整備事業実施要領別記補助金交付の手續等第1の6の規定により、下記のとおり機械施設等の導入及び施設等整備実績を報告します。

記

1 対象機械施設の概要

- (1) 施設の種類
- (2) 機械施設等導入価格及び施設等整備価格(税抜)
- (3) 消費税額
- (4) 補助金の額

2 導入報告

事業者名	
機械施設等の名称	
形式	
機械施設等製造番号	
販売事業者名	
貸付番号	
導入設置場所	
所見	申請内容との相違の有無
	カタログとの整合性
	新品・中古品の現認
	正常な稼働か否か
	販売業者からの取説の有無
備考	

3 整備報告

施設等の名称	

4 添付書類

- (1) 導入時契約書類(売買契約書及び損害保険等契約書写)
- (2) リース契約書(写)
- (3) 借受書(写)
- (4) 機械施設等及び施設等のカラー写真
- (5) 支払請求書提出状況一覧表(別紙様式第6号)
- (6) 機械施設等導入及び施設等整備実績一覧表(事業対象者等一覧 別紙様式第7号)

【別紙様式第6号】

補助事業参加者名：

支払請求書提出状況一覧表

【機械施設等導入事業】

番号	補助事業参加者名	リース機械施設等			購入価格・補助金額				事業者名	備考
		種類	メーカー名	規格・型番号	購入価格 (税抜:円)	消費税 (円)	計 (円)	補助金額 (千円)		
1										
2										
3										
計										

注) 補助金額は、要領第5(2)①にあつては導入する機械施設等の本体価額の3分の2以内を、要領第5(2)②にあつては導入する機械施設等の本体価額の2分の1以内を記入すること。ただし、補助金額は第5(2)①にあつては10,000千円を、第5(2)②にあつては7,500千円を上限とする。

【設備等整備事業】

番号	補助事業参加者名	施設等		購入価格・補助金額				備考	
		名称	規模	購入価格 (税抜:円)	消費税 (円)	計 (円)	補助金額 (千円)		
1									
2									
3									
4									
計									

注) 補助金額は、整備する施設等及び購入する資材等の本体価額の2分の1以内を記入すること。ただし、補助金額は7,500千円を上限とする。

【別紙様式第7号】

事業実施主体名

機械施設等導入及び施設等整備実績一覧表(事業対象者等一覧)

番号	補助事業参加者名	機械施設等名・ 施設等名	事業者名	借受者名	リース期間	導入設置月日	規模	整備内容	機械施設等導入価格 ・施設等整備価格 (税抜:円)	補助金額 (千円)	備考
1											
2											
3											
4											
5											
計											

【別紙様式第8号】

畜産振興事業に係る〇〇年度 利用状況報告書

〇年〇月〇〇日

事業実施主体名

代表者名 〇 〇 〇 〇 殿

〒 補助事業参加者住所

補助事業参加者名(フリガナ)

畜産振興事業により取得した財産について、利用状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名 I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種種馬施設等整備

2 補助事業により取得した財産の利用状況

(1)機械施設等

①取得した機械施設等の名称及び機械番号:

②導入年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 (耐用年数 〇年 〇〇年〇〇月まで)

③リース契約期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

区分	機械施設等の管理所在地	稼働時間/日	稼働日数/月 稼働日数/年	備考
導入後 1年目				
導入後 2年目				
導入後 3年目				
導入後 4年目				
導入後 5年目				
導入後 6年目				

注1) 法定耐用年数期間内で、許可なく売却・譲渡・廃用等の処分を行うことはできない。

注2) 利用状況報告期間内で機械施設等の利用状況が報告できない事由が発生した場合は、すみやかに手続きを行い、備考欄にその旨を記載すること。

(2) 施設等

① 重種馬の飼養を伴うもの

設置施設		常時飼養能力	申請時の〇〇年度年間飼養計画(A)	年間の飼養実績(実頭数)			年間の生産頭数		備考
名称	員数			△年度	○年度(B)	B/A	△年度	○年度	

② 重種馬の飼養を伴わないもの

設置施設		常時能力	申請時の〇〇年度年間利用計画(A)	年間の利用実績(日数)			備考
名称	員数			△年度	○年度(B)	B/A	

***記載上の留意事項**

1. 備考欄は、次によりその理由及び利用率を高めるための対策を記載すること。

(1) 重種馬の飼養を伴うもの

年間飼養計画と年間飼養実績との比が 50% 未満である場合、並びに飼養実績からみて生産実績が少ない場合

(2) 重種馬の飼養を伴わないもの

年間利用計画と年間利用実績との比が 50% 未満である場合

6 添付書類

○年度事業報告書及び決算書

【要綱別紙様式第1号】

〇〇年度畜産振興補助事業選定申請書

〇年〇月〇〇日

地方競馬全国協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

〒 所在地

事業実施主体名(フリガナ)

代表者氏名

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうへはこの補助事業に係る補助金〇,〇〇〇千円の交付方よろしくお願ひいたします。

なお、補助金の交付の決定のうへは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしがって補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

(1) 設立年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 組合又は会の区域

(3) 組合員又は会員数 (〇〇年〇〇月〇〇日現在)

2 補助事業名 I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種種馬施設等整備

3 補助事業を必要とする理由

4 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費 (円)	補助金			自己資 金 (円)	借入金 (円)	寄付その 他(円)	借入金の 担保状況	備考
		協会 (千円)	都道府県 (円)	その他 (円)					
計									

5 補助事業の完了期日 〇〇年〇〇月〇〇日

6 補助事業の実施場所

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

添付書類(1)に記載のとおり

【施設等利用計画】

施設									所在地	備考
設置年度	施設区分	施設名	常時利用能力	申請年度利用計画	●年度利用計画	●年度利用計画	●年度利用計画			
既存のもの	主な施設									
今年度整備するもの	主な施設									

(注)年度欄には当該補助事業年度の翌年度の利用計画から順次記載すること。

8 補助事業の内容及び所要経費－添付書類(2)に記載のとおり

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名(金融機関コード〇〇〇〇)

支店名 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇)

口座名 普通・当座

口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人 〇〇〇〇〇〇(カタカナ)

10 添付書類

(1) 重種馬施設等整備事業参加申込書(別紙様式第1号)

(2) 事業参加申込一覧表(別紙様式第2号)

(3) 個別意見概要書(別紙様式第3号)

(4) 補助事業参加者毎の事業参加申込書及び見積書(写)等

(5) 事業参加者が自家施工する場合については、整備計画(規模、整備内容がわかるもの)及び資材等の見積書(写し)

(6)施設等整備に必要なもの

a. 他の都道府県で補助事業を実施しようとする場合は、当該都道府県知事の了解を得たことが明らかとなる書類の写し

b. 建物、構築物、機械器具及び設備の配置図

c. 建物及び構築物の平面図及び立面図並びに経費見積書

d. 機械器具及び設備の見積書、カタログ又は設計図

- e. 土地確保を証する書類
 - f. 家畜のふん尿処理を伴う施設を設置する事業にあつては、(a) 事業実施場所を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し、(b) ふん尿を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し、(c) 浄化处理の場合は、浄化施設の能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類、(d) 乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類
- (7) その他(継承者が主たる経営の従事者になる取り決め書等)
- (8) 補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定を申請する者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿

【要綱別紙様式第2号】

〇〇年度畜産振興補助事業変更承認申請書

〇年〇月〇〇日

地方競馬全国協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

〒 所在地

事業実施主体名(フリガナ)

代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7条第2号の規定により申請します。

記

1 補助事業名 I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種種馬施設等整備

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費 (円)	補助金			自己資 金 (円)	借入金 (円)	寄付その 他(円)	借入金の 担保状況	備考
		協会 (千円)	都道府県 (円)	その他 (円)					
計									

3 変更する理由

4 変更する内容

(1) 補助事業参加者

区分	名称	数量(面積、長さ、頭数等)
変更前		
変更後		

(2) 機械施設等

区分	名称	スペック(メーカー名、型番、主要構造等)
変更前		
変更後		

(3) リース事業者

区分	名称	所在地(連絡先、担当者名等)
変更前		
変更後		

(4) 施設等

区 分	名 称	規模、主要構造等
変更前		
変更後		

(5) 事業費の20%を超える場合

区 分	名 称	規模、主要構造等
変更前		
変更後		

5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

6 補助事業の内容及び所要経費

7 添付書類

(1) 事業変更承認申請一覧表(別紙様式第4号)

(2) (変更に係る)事業参加申込書(写)、見積書(写)等

-

【要綱別紙様式第3号】

〇〇年度畜産振興事業延期承認申請書

〇年〇月〇〇日

地方競馬全国協会

理事長 〇 〇 〇 〇 殿

〒 所在地

事業実施主体名(フリガナ)

代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の理由により予定の期間内に完了の見込みがないので、完了期日の延期を承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7条第3号の規定により申請します。

記

1 補助事業名 I馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種種馬施設等整備

2 延期する理由

3 延期後の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

4 補助事業の内容、所要経費及び延期期間

補助事業参加者名	事業費(円)	補助金(千円)	延期期間	延期する理由

5 添付書類

(1)施設設置事業にあつては、施工者の作成した施設ごとの延期承認申請書提出時における工事別出来高が明らかとなる書類

(2)今後の遂行計画書(工程表)

【要綱別紙様式第4号】

〇〇年度畜産振興事業中止報告書/廃止報告書

〇年〇月〇〇日

地方競馬全国協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

〒 所在地

事業実施主体名(フリガナ)

代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により(中止/廃止)止む無きに至りましたので、畜産振興事業補助実施要綱第7条第5号の規定により報告します。

記

1 補助事業名 I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種種馬施設等整備

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費 (円)	補助金			自己資 金 (円)	借入金 (円)	寄付その 他(円)	借入金の 担保状況	備考
		協会 (千円)	都道府県 (円)	その他 (円)					
計									

3 (中止 / 廃止)の理由

【要綱別紙様式第5号】

〇〇年度畜産振興事業廃用処分承認申請書

年 月 日

地方競馬全国協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

〒 所 在 地

(フリガナ)

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7条第6号の規定により申請します。

記

1 補助事業名 I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種種馬施設等整備

2 補助事業に要した(要する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(要する) 経費 円	補助対象 事業費 円	補 助 金			自己 資金 円	借入 金 円	寄付 その他 円	借入金 の 担保状況	備考
			協会 千円	(都道府 県) 円	円					
計										

3 廃用処分する理由

4 廃用処分の内容

(1) 処分しようとする財産

(2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

(1) 廃用処分に係る事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し

(2) 当該財産の廃用処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類

〇〇年度畜産振興事業完了報告書

〇年〇月〇〇日

地方競馬全国協会

理事長 〇 〇 〇 〇 殿

〒 所在地

事業実施主体名(フリガナ)

代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇〇号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第12条第1号の規定により報告します。

なお、併せて精算額 〇,〇〇〇千円の交付を請求します。

記

1 補助事業名 I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種種馬施設等整備

2 補助事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補助金			自己資 金 (円)	借入金 (円)	寄付その 他(円)	借入金の 担保状況	備考
		協会 (千円)	都道府県 (円)	その他 (円)					
計									

3 補助事業の実施場所

4 補助事業を完了した期日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 補助事業及び補助事業に関する事業の実施状況

6 補助事業の内容及び所要経費

7 補助金振込先金融機関名

金融機関名(金融機関コード〇〇〇〇〇)

支店名(支店コード〇〇〇〇)

口座名 普通・当座

口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人 〇〇〇〇〇〇〇(カタカナ)

8 添付書類

(1)事業参加者一覧表

(2)リース契約書(写)

(3)借受書(写)

- (4)機械施設等及び施設等のカラー写真
 - (5)支払請求書提出状況一覧表(別紙様式第6号)
 - (6)機械施設等導入及び施設等整備実績報告書(別紙様式第5号)及び整備実績一覧表(別紙様式第7号)
 - (7)事業参加者が自家施行した場合については整備実績(規模、整備内容がわかるもの)及び資材等購入した領収書(未払分については請求書)の写し
 - (8)施設等整備に必要なもの
 - ア 建物、構築物、機械器具及び設備の完成後の配置図
 - イ 建物及び構築物の完成後の平面図及び立面図
 - ウ 領収書(未払分については請求書)の写し
 - エ 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真(写真は原則として1棟、1基又は1台ごとにその設置状況が明らかとなるもの)
- [ア、イについては、選定申請書に添付したものと同一の場合は、完了報告書の8の当該欄に、「申請書に添付した図面と同じ」と明記し、添付を省略しても差支えない。]

【要綱別紙様式第7号】

〇〇年度畜産振興事業個別評価結果等報告書

年 月 日

地方競馬全国協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

〒 所在地

事業実施主体名(フリガナ)

代表者氏名

〇〇年度に実施した畜産振興事業(事業名)について、下記により事業の実施状況等を評価したので、畜産振興事業補助実施要綱第12条第2項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 事業実施主体等(間接補助事業者を含む)

3 事業の実施期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

4 事業の概要(事業の計画、事業の必要性、意義等を記載)

(注) 選定申請書及び完了報告書の内容と整合性を図り、記載すること。

5 事業の評価(必要性、効率性、有効性等を具体的に記載)

(1) 成果目標(アウトカム:注)

(2) 成果指標

項目	単位	現状(基準)値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	検証データ等

【目標設定根拠】

()

(3) 直接目標(アウトプット:注)

(4) 直接指標

項目	単位	現状(基準)値 (当該年度計 画)	目標値 (当該年度実 績)	検証データ等

【目標設定根拠】

()

- (注) 選定申請書に記載した当該計画目標に対して、
- ・アウトカム・・・事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果。現状の何がどの様
に変わるのか、どの様な効果(利益)が生まれるのか具体的に記載すること。
 - ・アウトプット・・・事業を実施することによって直接的に提供されるサービス、情報、開発され技
術や作成される資料、実施される研修会などを具体的に記載すること。

6 事業の支障となっている事項及び改善事項

事業区分	支障となっている事項	具体的な改善策

7 都道府県又は中央団体による意見

(注) 当該補助事業の実施状況を踏まえ、都道府県又は中央団体の見解(評価)を記載すること。

8 特記事項

(注) 上記 4～6 に記載した以外の事項について、特に記載すべき事項がある場合にのみ記載すること。

9 添付書類 (報告上必要となる書類は、添付すること)

【要綱別紙様式第8号】

〇〇年度畜産振興事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇年〇月〇〇日

地方競馬全国協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

〒 所在地

事業主体名(フリガナ)

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇地全協補第〇〇〇号をもって交付の決定の通知(〇〇年〇月〇日付〇〇地全協補第〇〇〇号による変更承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、下記のとおり仕入れに係る消費税相当額が確定しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額〇,〇〇〇円を返還します。

記

- 1 補助事業名 I馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種種馬施設等整備事業
- 2 畜産振興事業補助実施要綱第13条の補助金の額の確定額 円
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇〇号による額の確定通知額)
- 3 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額・・・A 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額・・・B 円
- 5 補助金返還相当額・・・B-A 円
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
- 7 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載
- 8 添付書類 上記4、6、7の内訳等が明らかとなる書類